

旧環境センター解体工事

発注仕様書

令和5年6月

北薩広域行政事務組合

# 目 次

<b>第 1 章 総 則</b> .....	<b>1</b>
第 1 節 工事概要.....	1
第 2 節 工事主要目 .....	2
第 3 節 一般事項.....	9
第 4 節 施工管理及び検査.....	11
第 5 節 保証期間.....	15
第 6 節 提出図書.....	15
第 7 節 正式引渡し .....	19
<b>第 2 章 解体撤去工事特記仕様書</b> .....	<b>20</b>
第 1 節 一般共通事項.....	20
第 2 節 解体工事.....	20
第 3 節 情報提供内容.....	31

## 添付資料

- 資料 1 : 解体参考図
- 資料 2 : 既存図面
- 資料 3 : 解体基本計画書
- 資料 4 : 現況写真

# 第1章 総 則

本仕様書は、北薩広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が計画している旧環境センター（以下「本施設」という。）解体工事（以下「本工事」という。）に適用する。

本工事は設計施工一括発注方式により発注されるものであり、本仕様書等の発注図書に明記されていない事項であっても、本工事を遂行するために必要な工事、測定、周辺環境への影響の低減、労務者のダイオキシン類及び石綿のばく露防止、適正な廃棄物の運搬処分等本工事の性質上、当然必要とされる全ての工事及び費用は発注者の責任において全て負担しなければならない。また、工法の選定・数量の設定はすべて受注者の裁量に委ねられている。原則として選択した施工方法や、受注者の裁量の範囲内の現状誤認等による発注金額の変更は行わない。仕様書の性能（安全・工期・公害基準値の遵守など）を満たせば、全て受注者の自由裁量と考えてよいこととする。仮設工事から埋戻整地に至る全工程について同じ考え方とする。

本工事は、設計施工一括発注方式であり、今後行われる工事出来高検査等は受注者の工事内訳書により実施する事となるので工事契約後速やかに提出すること。

様々な工事項目については受注者において現地調査を入念に行い、参考図面と確認をしたうえで解体の設計に反映させて、施工に当たること。

なお、本工事は環境省「循環型社会形成推進交付金」の対象事業である。

## 第1節 工事概要

### 1. 一般概要

本施設は、一般廃棄物のごみ焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設である。ごみ焼却処理施設は、1992年（平成4年）8月に竣工し、2021年（令和3年）3月に稼働を停止し施設を廃止した。また、粗大ごみ処理施設は、1982年（昭和57年）3月に竣工し、2008年（平成20年）3月に稼働を停止し施設を廃止した。

現在、構成市のごみは、「環境センターエネクリン北薩」で焼却されるようになり、稼働開始後31年を経過したごみ焼却処理施設は、老朽化が著しくなったため、この度、本施設を解体するものである。

ごみ焼却処理施設は、ダイオキシン類対策特別措置法における特定施設に該当し、事前調査による分析結果においても、本施設内の焼却炉設備からはダイオキシン類が検出されている。今回の解体工事によってダイオキシン類が施設の内外に拡散する可能性があるため、解体工事においては施設解体作業場又は単体機器解体作業場毎に対策を講じることによって拡散を防止する必要がある。そこで、解体施工は、解体作業前の汚染状況の分析評価、解体作業時における適切な保護具の使用等の作業管理を内容とした「廃

棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（以下、「ばく露防止対策要綱」という。）及び「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」を遵守して行うこと。

また、外装仕上塗材及び内装仕上の成形品建材に石綿含有製品が使用されていることが事前調査で確認されている。詳細は事前調査結果による。発注者が調査した分析結果を参考に、追加の調査が必要と判断したものについては解体工事前に受注者において追加調査すること。含有が確認された場合は「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」等関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工すること。加えて「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）等関係諸法令・諸規則を遵守して解体施工すること。

解体工事における掘削等によって生じる土地の形質変更面積は2,880 m<sup>2</sup>以下とする。掘削土等を現場内仮置きする際もこの範囲内で収めること。

工事に先立ち住民説明会（3地区予定）へ出席し工事の技術的な説明及び説明会資料の作成を行うこと。解体工事完了後に報告会を開催した場合も同様とする。

## 2. 工事名称

旧環境センター解体工事

## 3. 工事場所

鹿児島県阿久根市多田 3771 番地 1

## 4. 工 期

議会議決の翌日から令和6年11月29日まで

# 第2節 工事主要目

## 1. 解体工事の概要

### 1) 解体対象施設概要及び解体範囲

#### (1) 旧環境センター（ごみ焼却処理施設）

・ 建築構造・階数・床面積

##### ① ごみ焼却処理施設：鉄骨造および鉄筋コンクリート造

（ごみピット上屋は鉄骨鉄筋コンクリート造）

地下1階 地上3階建

床面積 地階 461.90 m<sup>2</sup>

1階 1,393.89 m<sup>2</sup>

2階 819.84 m<sup>2</sup>

3階 433.12 m<sup>2</sup>

処理方式と規模 ストーカ式焼却炉 120t/日 (60t/16h×2炉)

##### ② 管理棟：鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造

地上 2 階建

床面積 1 階 296.40 m<sup>2</sup>

2 階 197.62 m<sup>2</sup>

③ 渡り廊下：鉄骨造

地上 2 階建

床面積 2 階 49.18 m<sup>2</sup>

④ 煙突：鉄筋コンクリート造

地上高 50m 4.8m×4.8m

【解体範囲】

① ごみ焼却処理施設

地上部建屋及び地盤面下 1.5m までの地下工作物（基礎及び基礎梁等）を解体撤去し客土により埋め戻す。1.5m 以深は基礎杭も含め存置する。ごみピット等の地下躯体は、清掃後底部に水抜孔をあけ、客土を充填する。浄化槽は内部を清掃し撤去する。表面仕上げは、砕石敷（t-300）とし、アスファルト舗装路盤相当に仕上げる。

② 管理棟

地上部建屋及び基礎まで全て解体撤去し客土により埋め戻す。基礎杭は存置する。計量ピットの地下躯体は、清掃後底部に水抜孔をあけ、客土を充填する。表面仕上げは、砕石敷（t-300）とし、アスファルト舗装路盤相当に仕上げる。

③ 渡り廊下

地上部建屋及び基礎まで全て解体撤去し客土により埋め戻す。基礎杭は存置する。表面仕上げは、砕石敷（t-300）とし、アスファルト舗装路盤相当に仕上げる。

④ 煙突

地上部煙突は全て解体撤去し客土により埋め戻す。基礎は地盤面下 50 cm まで撤去し、50 cm 以深の基礎及び基礎杭は存置する。表面仕上げは、砕石敷（t-300）とし、アスファルト舗装路盤相当に仕上げる。

(2) 粗大ごみ処理施設

・建物構造・階数・床面積

鉄筋コンクリート造

地下 1 階 地上 4 階

床面積 約 610 m<sup>2</sup>

・施設規模 30t/5h

### 【解体範囲】

地上部建屋は解体撤去し、土間コンクリート及び基礎は存置する。貯留ピット等の地下躯体は、清掃後底部に水抜孔をあけ、客土を充填する。浄化槽は内部を清掃し撤去する。表面仕上げは、コンクリート仕上げ（t-150）とする。

### (3) 旧事務所

- ・建物構造 木造
- ・建築面積 約 140 m<sup>2</sup>

### 【解体範囲】

地上部建屋及び基礎まで全て解体撤去し客土により埋め戻す。浄化槽は内部を清掃し、撤去する。表面仕上げは、砕石敷（t-100）とし、転圧にて仕上げる。

### (4) 付属施設

- ① キュービクル
- ② 井水ろ過室
- ③ 洗車場（コンクリートブロック積隔壁のみ）

### 【解体範囲】

キュービクル本体及び地上部建屋は解体撤去し、土間コンクリート及び基礎は存置する。井水ろ過室地下の水槽は、清掃後底部に水抜孔をあけ、客土を充填する。洗車場のコンクリートブロック積隔壁は、地上部分を解体撤去し、断面をモルタルにて補修する。

### (5) 構内柱（電柱）・外灯（ポール灯）

隣接する浸出水処理施設から設置されているコンクリート製電柱（14本）及び電線、金属製ポール灯（9本）は撤去する。電柱及び外灯は、地盤面で切断しモルタル等を充填し地盤面高さに仕上げる。

## 2) 解体対象設備概要（機械設備）

### (1) ごみ焼却処理施設

#### ① 受入供給設備

- |             |                                      |    |
|-------------|--------------------------------------|----|
| ・ごみ計量機      | マルチロードセル式 最大秤量 60t                   | 1台 |
| ・出入口扉       | 電動式横開きスチール扉                          | 2基 |
| ・ごみ投入扉      | 油圧観音開式 3.0×5.0                       | 3基 |
| ・ダンピングボックス  | 鋼板製油圧転倒式 0.9t/回                      | 1基 |
| ・可燃性粗大ごみ切断機 | 油圧圧縮剪断型破碎機 4.8t/h                    | 1台 |
| ・ごみピット      | 7.8×19.3×7.6                         | 1基 |
| ・ごみクレーン     | 油圧バケット付 2.0 m <sup>3</sup> （予備バケット共） | 1台 |

#### ② 燃焼設備

- |         |                  |    |
|---------|------------------|----|
| ・ホッパ本体  | 傾斜式（開口部） 4.0×3.6 | 2基 |
| ・ホッパゲート | 回転開閉式 1.5×2.6    | 2基 |
| ・給じん装置  | プッシャ式 1.6×2.6    | 2基 |

・焼却炉本体（ストーカ炉）	容積 152 m <sup>3</sup>	2 基
・架台・炉体フレーム		2 基
・再燃焼室		2 基
・助燃、再燃バーナー	ガンタイプバーナー式	4 基
③ 燃焼ガス冷却設備		
・ガス冷却室	水噴射式 容積 65 m <sup>3</sup>	2 基
・噴射ノズル	再循環型ノズル脱着自在式	32 基
・ガス冷パージファン		2 基
④ 排ガス処理設備		
・有毒ガス除去装置（乾式）	消石灰粉末吸込方式	2 基
・消石灰サイロ	屋内円筒サイロ式	1 基
・定量フィーダ	テーブルフィーダ	2 基
・消石灰輸送装置	ルーツブロワ	2 基
・ダイオキシン除去装置	活性炭吸込方式	2 基
・薬品貯留タンク	鋼板製円筒形	1 基
・定量供給装置	テーブルフィーダ	2 基
・薬品吸込装置	ルーツブロワ	2 基
・ダイオキシン除去装置（配管関係）		1 式
・バグフィルタ	ろ過式集じん器（4 室/基）	2 基
⑤ 排水処理設備		
・生活排水処理設備		1 式
・ごみピット排水処理施設		1 式
・プラント排水処理施設		1 式
⑥ 余熱利用設備		
・温水発生器		1 式
・温水給湯タンク・温水循環タンク		1 式
・温水循環ポンプ・温水供給ポンプ		1 式
⑦ 通風設備		
・押込送風機	電動機直結ターボベーン型	2 台
・再燃焼用送風機	電動機直結ターボベーン型	2 台
・排ガス減温用送風機		2 台
・空気予熱器	管内ガス方式	2 台
・排ガス減温用空気加熱器	管内ガス式	2 台
・誘引送風機	電動機直結ターボベーン型	2 台
・ダンパ		1 式
・風道・煙道		1 式
・押込・二次燃焼ダクト		1 式

・減温用ダクト	1 式
・排ガスダクト	1 式
・煙道ダクト	1 式
・灰ダクト、シュート	1 式
・ダクトサポート	1 式
・煙道用消音器	1 式
・煙突（1 塔 2 筒形）鉄筋コンクリート製外形角型、内筒鋼板製 内部ガラスクロス貼付けの上 SUS 鋼板押え	1 式

#### ⑧ 灰出し設備

・灰バンカ 鋼板製自立形 容量 13.2 m <sup>3</sup>	1 基
・ダスト固化物バンカ 鋼板製自立形 容量 6.3 m <sup>3</sup>	1 基
・ダスト搬出装置	1 式
・ダスト加熱脱塩素化処理装置 多管式ロータリキルン	1 基
・灰冷却機 水冷式回転ドラム	1 台
・ダスト処理装置	1 式
・落下灰コンベア 水封式スクレーパコンベヤ	2 台
・灰出コンベア 湿式スクレーパコンベヤ	2 台
・ダスト搬送コンベア ローラーチェーン	4 台
・ダスト貯留槽 円形ホッパ式 容量 16 m <sup>3</sup>	2 基
・混錬機 二軸パドル式	1 台

#### ⑨ 給排水設備

・機器冷却塔	2 基
・機器冷却高架水槽	1 基
・機器冷却水供給ポンプ	1 式

#### ⑩ 電気設備

・受変電設備	1 式
・非常用電源設備	1 式
・配電盤、動力設備	1 式

#### ⑪ 計装設備

・中央集中監視制御設備	1 式
・データ処理設備	1 式
・公害監視装置	1 式

#### ⑫ 雑設備

・エアシャワールーム	1 基
・真空掃除装置	1 基
・配管設備	1 式

### (2) 粗大ごみ処理施設

① 受入・供給設備		
・ごみピット	巾 4m×長 6.9m×深 5.5m	1 基
・ごみクレーン	ポリップバケット付天井走行クレーン	1 台
・ダンピングヤード		1 式
・受入ホッパ	鋼板製	1 基
・供給コンベア	傾斜形エプロンコンベア	1 台
② 破碎設備		
・フィーダ	キャタピラ形フィーダ	1 台
・破碎機	ハンマークラッシャ	1 台
・送風機(破碎部用)	ターボファン	1 台
・クラッシャ保全用ホイスト	低揚程形手動チェーンブロック	1 台
③ 搬出設備		
・破碎物排出コンベア	床上設置式振動コンベア	1 台
・No.1 破碎物コンベア	30° トラフ形ベルトコンベア	1 台
・No.2 破碎物コンベア	特殊形ベルトコンベア	1 台
・No.3 破碎物コンベア	15° トラフ形ベルトコンベア	1 台
・篩中間物コンベア(アルミ選別)	トラフ型ベルトコンベア	1 台
・アルミ類コンベア	ポータブル形ベルトコンベア	2 台
・ダストコンベア	ポータブル形ベルトコンベア	1 台
④ 選別設備		
・磁選機	電磁石吊下形ベルト式磁選機	1 台
・送風機(アルミ選別部用)	ターボファン	1 台
・トロンメル	傾斜形トロンメル	1 台
・アルミ選別機	リニアモータ式	1 台
⑤ 貯留・再生設備		
・貯留ホッパ(不燃残渣・選別可燃物・アルミ類)鋼板製		3 台
・貯留ホッパ(磁性物)鋼板製		1 台
・金属圧縮機	二方締自動排出型油圧プレス	1 台
・プレス製品積上装置	電動走行吊上装置	1 台
・アルミ搬送コンベア	ポータブル型ベルトコンベア	1 台
⑥ 集じん設備		
・サイクロン	単式サイクロン	1 基
・バグフィルタ	強制振動式バグフィルタ	1 基
・排風	ターボファン	1 台
⑦ 雑設備		
・消臭装置	消臭剤散布式	1 基
・ピット排水ポンプ	水中形揚水ポンプ	2 台

・ 給水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	1 台
・ 移送ポンプ	多段渦巻ポンプ	1 台
・ 空気圧縮機	電動コンプレッサ	1 台
・ 配管設備		1 式

## 2. 公害防止基準値等

### 1) 騒音

特定建設作業（解体撤去工事含む）に伴って発生する騒音の公害防止基準値は、敷地境界線において以下のとおりとする。

特定建設作業 規制種別	杭打機			空気圧	コンクリートプラント	バックホ	トラクター	ブルドー
	杭抜機	鋸打機	削岩機	縮機	アスファルトプラント	ウ	ショベル	ザ
杭打抜機								
基準値	85dB (A) 以下							
作業時間帯	午後 7 時～午前 7 時に行われないこと							
1 日当り作業時間	10 時間を超えないこと							
作業期間	連続して 6 日を超えないこと							
作業日	日曜日その他の休日ではないこと							

(騒音規制法)

### 2) 振動

特定建設作業（解体撤去工事含む）に伴って発生する振動の公害防止基準値は、敷地境界線において以下のとおりとする。

特定建設作業 規制種別	杭打機	鋼球を使用して建築物その他の 工作物を破壊する作業	舗装版	ブレイカー
	杭抜機		破砕機	(手動式を除く)
杭打抜機				
基準値	75dB (A) 以下			
作業時間帯	午後 7 時～午前 7 時に行われないこと			
1 日当り作業時間	10 時間を超えないこと			
作業期間	連続して 6 日を超えないこと			
作業日	日曜日その他の休日ではないこと			

(振動規制法)

### 3) ダイオキシン類

解体撤去工事におけるダイオキシン類の環境基準値は、以下のとおりである。

大気	のダイオキシン類環境基準値	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	(敷地境界線上にて)
水	のダイオキシン類環境基準値	1 pg-TEQ/L	
土壌	のダイオキシン類環境基準値	1000 pg-TEQ/g	

(ダイオキシン類対策特別措置法)

4) 石綿（敷地境界線上にて）

解体撤去工事における大気中の石綿の濃度等は、以下のとおりである。

大気中の石綿の濃度等 10 f/L（大気汚染防止法）

### 第3節 一般事項

#### 1. 諸法令等の遵守

受注者が、工事の施工に当たり遵守すべき法令及び告示等は以下に示すとおりである。工事に関する諸法令、条例等を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令等の運用・適用は、受注者の責任で行うこと。なお、施工に当たっては次の法令、通達等は最新版を遵守すること。

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（法律第 137 号 昭和 45 年 12 月 25 日 改正省令含む）

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

（政令第 300 号 昭和 46 年 9 月 23 日）

3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（厚生省令第 35 号 昭和 46 年 9 月 23 日）

4) 労働基準法（法律第 49 号 昭和 22 年 4 月 7 日）

5) 労働基準法施行規則（厚生省令第 23 号 昭和 22 年 8 月 30 日）

6) 労働安全衛生法（法律第 57 号 昭和 47 年 6 月 8 日）

7) 労働安全衛生法施行令（政令第 318 号 昭和 47 年 8 月 19 日）

8) 労働安全衛生規則（労働省令第 32 号 昭和 47 年 9 月 30 日）

9) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

（法律第 104 号 平成 12 年 5 月 31 日）

10) ダイオキシン類対策特別措置法（法律第 105 号平成 11 年 7 月 16 日）

11) ダイオキシン類対策特別措置法施行令（政令第 433 号 平成 11 年 12 月 27 日）

12) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則

（総理府令第 67 号 平成 11 年 12 月 27 日）

13) 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱

（基安発第 0110 号 平成 26 年 1 月 10 日）

14) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

（法律第 65 号 平成 13 年 6 月 22 日）

15) 水銀廃棄物ガイドライン第 3 版（環境省 令和 3 年 3 月）

16) 石綿障害予防規則（厚生労働省令第 21 号 令和 3 年 4 月 1 日改正）

17) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル

（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月）

- 18) 廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルについて  
(環廃対発第 060609003 号 平成 18 年 6 月 12 日)
- 19) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル  
(環境省・厚生労働省 令和 3 年 3 月)
- 20) 非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理について  
(環廃産発第 050330010 号 平成 17 年 3 月 30 日)
- 21) 建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について  
(基安化発第 0821001 号 平成 18 年 8 月 21 日)
- 22) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律  
(法律第 64 号 平成 13 年 6 月 22 日)
- 23) 環境基本法 (法律第 91 号 平成 5 年 11 月 19 日)
- 24) 循環型社会形成推進基本法 (法律第 110 号 平成 12 年 6 月 2 日)
- 25) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (法律第 48 号 平成 3 年 4 月 26 日)
- 26) 大気汚染防止法 (法律第 97 号 令和 3 年 4 月 1 日改正)
- 27) 大気汚染防止法施行令 (政令第 329 号 昭和 43 年 11 月 30 日)
- 28) 大気汚染防止法施行規則 (厚生省、通商産業省令第 2 号 昭和 46 年 6 月 22 日)
- 29) 水質汚濁防止法 (法律第 138 号 昭和 45 年 12 月 25 日)
- 30) 水質汚濁防止法施行令 (政令第 188 号 昭和 46 年 6 月 17 日)
- 31) 水質汚濁防止法施行規則 (総理府、通商産業省令第 2 号 昭和 46 年 6 月 19 日)
- 32) 騒音規制法 (法律第 98 号 昭和 43 年 6 月 10 日)
- 33) 騒音規制法施行令 (政令第 324 号 昭和 43 年 11 月 27 日)
- 34) 騒音規制法施行規則  
(厚生省、農林省、通商産業省、運輸省、建設省令第 1 号 昭和 46 年 6 月 22 日)
- 35) 振動規制法 (法律第 64 号 昭和 51 年 6 月 10 日)
- 36) 振動規制法施行令 (政令第 280 号 昭和 51 年 10 月 22 日)
- 37) 振動規制法施行規則 (総理府令第 58 号 昭和 51 年 11 月 10 日)
- 38) 下水道法 (法律第 79 号 昭和 33 年 4 月 24 日)
- 39) 下水道法施行令 (政令第 147 号 昭和 34 年 4 月 22 日)
- 40) 下水道法施行規則 (建設省令第 37 号 昭和 42 年 12 月 19 日)
- 41) 土壌汚染対策法 (法律第 53 号 平成 14 年 5 月 29 日)
- 42) 土壌汚染対策法施行令 (政令第 336 号 平成 14 年 11 月 13 日)
- 43) 土壌汚染対策法施行規則 (環境省令第 29 号 平成 14 年 12 月 26 日)
- 44) 消防法 (法律第 186 号 昭和 23 年 7 月 24 日)
- 45) 消防法施行令 (政令第 37 号 昭和 36 年 3 月 25 日)

- 46) 消防法施行規則（自治省令第6号 昭和36年4月1日）
- 47) 建築基準法（法律第201号 昭和25年5月24日）
- 48) 建築基準法施行令（政令第338号 昭和25年11月16日）
- 49) 建築基準法施行規則（建設省令第40号 昭和25年11月16日）
- 50) 都市計画法（法律第100号 昭和43年6月15日）
- 51) 電気事業法（法律第170号 昭和39年7月11日）
- 52) 日本工業規格（J I S）
- 53) 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 54) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル（公益法人日本保安用品協会）
- 55) ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017年版）
- 56) 鹿児島県環境基本条例
- 57) 阿久根市環境基本条例
- 58) 阿久根市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

## 第4節 施工管理及び検査

### 1. 現場代理人

受注者は、本工事に関する現場代理人を定め、その氏名・経歴等を書面により発注者に届け出ること。

現場代理人は、受注者の代理として現場に常駐し、現場の運営を取り締まり、発注者の承諾を得た施工計画書、設計図書及び工事工程表・施工体制台帳・工事日誌・工事写真・安全衛生関係記録簿等を備えて毎日記載するとともに、発注者の求めに応じ速やかに提出しなければならない。

### 2. 主任技術者及び監理技術者

受注者は、本工事に関する建設業法の規定に適合する主任技術者及び監理技術者を選任し、その氏名・経歴等を書面により発注者に届け出し、工事中は現場に常駐すること。

主任技術者及び監理技術者は、ばく露防止対策要綱、石綿障害予防規則、土壌汚染対策法に精通した者とする。指揮連絡・現場管理及び安全管理等、責任をもって職務を遂行すること。

### 3. 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければならない。

### 4. 特別教育の実施

解体作業を行う事業者は、解体作業に従事する労務者に対して、労働安全衛生規則第592条の7及び安全衛生特別教育規程に定めるところにより特別教育を行うこと。

- 1) ダイオキシン類と石綿含有についての教育を実施すること。
- 2) 学科科目と時間は安全衛生特別教育規程によること。
- 3) 労働安全衛生法に基づいた健康診断の実施すること。

## 5. 安全衛生管理体制の確立

受注者は、労働安全衛生法に従い統括安全衛生責任者を選任すること。また、労働安全衛生規則に従い作業指揮者を選任し、その者に作業を指揮させるとともに、規定に適合した作業内容等を点検させること。

## 6. 施工計画書・工事工程表

受注者は、工事着工に先立ち施工計画書及び工事工程表を作成し、発注者の承諾を得ること。

## 7. 労務災害の防止

工事中の危険防止対策及びダイオキシン類ばく露防止対策、石綿障害予防対策を十分に行い、労務者への安全教育を徹底して、労務災害が発生しないように努めること。

## 8. 事故処理

工事による事故が発生した場合、受注者は緊急連絡体制表に基づき対処するとともに速やかにその日時・場所・原因・状況・被害者氏名・応急措置・その後の対応等について発注者に報告しなければならない。

その事故が受注者の責任に帰する場合は、その補償等全て受注者の負担とする。

## 9. 現場管理

- 1) 受注者は、労働基準法・労働安全衛生規則等の関係法令に基づき現場を管理し、また、工事現場への一般人及び労務者の出入監視、風紀衛生の取締り並びに火災、盗難、その他の事故防止について責任をもって管理すること。

### 2) 共通仮設

#### (1) 仮囲いの設置

受注者は、解体工事の現場管理を行うために、仮囲いの設置及び出入口ゲートの設置を行うこと。

① 解体工事現場周辺に設ける仮囲いは、成型鋼板製とし、高さは3mとする。

② 出入口ゲートは、既設の入口ゲートの流用を可能とするが、あらかじめ使用する工事用車両の軌跡図を作成した上で流用可能か確認すること。流用が難しい場合には、新たな場所に出入口ゲートを設けること。

③ 敷地南側に地域住民所有の林があるため、工事車両用の出入り口ゲート（北側既設出入口）に加え南側に住民通過用のゲートを設置すること。各ゲートの管理方法、安全対策等については発注者と協議すること。

#### (2) 工事用電力・電話・用水等

本工事に必要な工事用電力、電話、用水及び排水等は、全て受注者の負担で整備し、使用料金も全て受注者の負担とする。

### (3)その他

現場事務所、作業労務者用駐車場、資材置場等は、原則敷地内に発注者の承諾を得た上で配置すること。なお、現場事務所には監督員及び工事監理者が書類を確認するためのスペースを確保すること。

## 10. 技術管理

受注者は、工種毎に工事進捗上十分な員数の労務者を計画的に配置し秩序正しい作業をさせ、また、熟練を要する工種の施工については、相当の経験を有する者に作業をさせること。

なお、労務者等が発注者の指示に従わない場合又は工事作業が不相当と認めた場合は、交替若しくは退去を命ずる場合がある。この場合、受注者は直ちに適切な措置を講じること。

## 11. 工程管理

受注者は、工事着工前に全体工程表、工事施工中には週間、月間工程表を提出して発注者の承諾を受けるとともに、工程の完全な遂行を図らなければならない。また、実施工程に変更が生じた場合には、変更実施工程表を発注者に提出して承諾を得ること。

## 12. 環境の管理

受注者は、風向風速計、気温湿度計、騒音計、振動計などを現場事務所に備え測定し、基準値に対する自主管理基準値を設定して、日常の環境の管理に十分留意して自主管理基準値を超えることなく工事を行うこと。

なお、測定結果については常時整理記録し月毎に発注者に報告するとともに、発注者の求めに応じ速やかに提出又は閲覧に供さなければならない。

## 13. 工事記録写真

工事着工前、施工中（施工状況・工事進捗用・出来高用）、工事完了（竣工）写真を撮影記録して、発注者に提出すること。

工事着工前は、全景、代表部分及び現場周辺の現況（私有地取合い部を含む）を撮影すること。

工事工程写真は、各工程の施工状況・工事進捗用・出来高用を撮影記録し、工事完了後に確認が困難となる箇所については、施工が適切であることが証明できる写真を撮影すること。

工事完了は、全景、代表部分及び現場周辺の現況を撮影すること。

## 14. 工事期間中の交通安全

工事車両は、発注者と協議して決めたルートを通行して交通安全に努め、必要に応じ、公道の分岐点、及び敷地入口部に誘導員を配置して交通整理に当たること。

## 15. 工事関係車両の飛散防止対策

工事関係車両のタイヤに付着した泥は、タイヤ洗浄装置により洗浄を行うこと。特に、ダイオキシン類等の有害物質が付着するおそれのある除染・解体作業場所から車両を外へ移動させる際は十分な洗浄を行い、飛散防止対策を講じること。

## 16. 工事報告

現場代理人は、発注者と打合せ・協議を行った場合、必ず打合せ議事録を作成し、発注者に提出すること。また、月毎の定例工程会議において工事進捗状況、月間の工事進捗状況及び出来高資料を簡潔に工事進捗報告書としてまとめ、工事写真とともに発注者に提出すること。

なお、定例会議は毎月2回を基本として、発注者と協議のうえ開催日及び開催数等を決定すること。日々の工事の進捗及び施工予定については、休日を除いた毎日、工事日報に記録し、月間の工事進捗報告と共に発注者へ提出すること。

## 17. 施工の検査

各工事は、予め発注者の承諾した工程に達したときは、自主検査を踏まえて必ず検査を受け、次の工程に移ること。また、監督員及び工事監理者が立会検査に必要なマスク等の保護具、保護衣、安全带等を用意すること。

施工後に検査が不可能又は困難な工事は、その施工に当たり発注者の立会検査を受けること。

## 18. 竣工検査

竣工検査の届出は次の(1)から(3)に示す要件を全て満たして提出すること。

(1) 発注仕様書に示す全ての工事が完了していること。

(2) 発注者から指示を受けた事項が全て完了していること。

(3) 発注仕様書に定められた工事関係図書及び記録の整備が全て完了していること。

竣工検査に先立ち、現場確認及び工事写真、施工に関する記録、廃棄物処理記録等について発注者による事前確認を実施する。

竣工検査の際、発注者検査員が必要と判断する時は、その理由を受注者に通知して工事目的物を最小限度破壊（重機による掘削等）して検査することが出来る。この場合において検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

発注者検査員が手直しを指示した事項は直ちに措置し、再度、手直し検査を受けること。

## 19. 年度終了検査

受注者は、年度終了の前までにその年度の出来形について、発注者から年度終了検査を受けなければならない。また、年度終了検査の受検に際しては、事前に数量及び金額に関する出来高調書及びその出来高が判る資料を作成し、受検すること。出来高調書は、本工事が循環型社会形成推進交付金の対象事業であることから、交付対象の内外について発注者と協議すること。

## 第5節 保証期間

解体工事に関する保証期間は、正式引渡しの日より2年間とする。ただし、受注者の故意又は重大な過失による場合については10年とする。

保証期間中に生じた設計、施工及び材質並びに構造上の欠陥による全ての破損及び故障等（地盤沈下等も含む）は受注者の負担にて速やかに補修、改造又は取替を行わなければならない。

ただし、天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

## 第6節 提出図書

### 1. 受注後に提出する図書

受注者は、契約後速やかに解体工事計画書、工事工程表等を作成し発注者の承諾を受けること。

#### 1) 解体工事計画書

##### (1) 工事概要

- ① 工事名称
- ② 工事場所
- ③ 工事期間
- ④ 発注者
- ⑤ 施工者
- ⑥ 工事内容
- ⑦ 周辺地図
- ⑧ 施工範囲

##### (2) 工事工程表

##### (3) 施工監理体制

- ① 施工監理組織図
- ② 施工体制台帳・施工体系図
- ③ 緊急連絡体制
- ④ 工事車両、搬入・搬出車両、通勤車両の動線及び駐車スペース
- ⑤ 現場事務所、会議室、作業員休憩室、食堂、更衣室、便所等の計画

##### (4) 調査結果における管理区域と保護具選定（ダイオキシン類及び石綿）

- ① 事前環境測定及び分析の結果
- ② 測定結果による管理区域の決定と保護具の選定
- ③ 解体作業前、中、後の環境測定計画

- ④ 測定、分析機関資料
- (5) ダイオキシン類及び石綿含有製品の汚染除去及び解体工事計画  
(必要に応じ、全体工事、除染物、構造物に分けて計画する)
  - ① 工事フロー図
  - ② 準備作業、仮設計画（高所作業含む）
  - ③ 養生作業
  - ④ セキュリティエリアの設置
  - ⑤ 負圧の確保、集じん機の能力
  - ⑥ 養生検査
  - ⑦ 除去作業
  - ⑧ 除去後の確認
  - ⑨ 解体作業・養生撤去に伴う保護具、各種フィルターの処分
  - ⑩ 清掃
  - ⑪ 片付け及び機材等の搬出
- (6) 作業区分分離養生計画
  - ① 作業区分分離養生イメージ図
  - ② セキュリティエリアイメージ図
- (7) 安全衛生管理計画（ダイオキシン類及び石綿）
  - ① 安全衛生基本方針（施工計画書の周知徹底）
  - ② 作業指揮者の要件
  - ③ 作業者の要件（特別教育の実施）
  - ④ 関係者以外立入禁止及び作業内容の表示
  - ⑤ 安全に関する事項
  - ⑥ 緊急時の対応策
  - ⑦ 衛生に関する事項
- (8) 解体に伴う発生物の処理体制
  - ① 処分計画フロー図
  - ② 廃棄物の処理計画
  - ③ 個別設備解体計画
  - ④ 解体廃棄物の保管計画
  - ⑤ 再生資源利用計画
- (9) 専門業者リスト及び法的資格リスト（労務者名簿及び資格証等）
- (10) 事前環境測定のだイオキシン・石綿等分析結果報告（写し）
- (11) 除染水の処理計画（各槽内の除染を含む）

- ① 除染水の処理フロー
- ② 水処理機器及び仮設機材の配置図等
- ③ 水処理計算書
- ④ 処理水の排出方法（基準値の確認）
- ⑤ 発生汚泥の排出方法（基準値の確認）

(12) 環境の管理計画

- ① 環境管理の項目及び方法（測定器具含む）、頻度
- ② 測定方法（分析機関許可登録書）

(13) その他指示するもの

2) 実施設計図書

(1) 実施設計仕様書

(2) 実施設計図

- ① 解体撤去工事図
- ② 現況測量図
- ③ 跡地整備工事図

(3) 数量積算書

(4) 工事種別明細書

(5) 積算根拠資料

3) 承諾図書（必要に応じて）

4) 週間及び月間工程表

5) 工事進捗状況報告書

6) 打合議事録・協議書

7) 工事日報、月報

8) 工事写真（デジタルカメラデータ）

9) 関係諸官庁申請図書等

受注者は、法令に定められた日及び発注者の指示する期日までに下記の届や図書作成に必要な資料を提出し、発注者の承諾を得て届出手続きを行うこと。また、工事範囲において発注者が関係諸官庁へ許可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を（印紙代を含む。）負担すること。

- (1) 建設工事計画届（工事開始の日の14日前）
- (2) 廃棄物処理施設解体工事計画書（工事開始の日の14日前）
- (3) 特定粉じん排出等作業の実施の届出（必要な場合）
- (4) 汚染物質・ダイオキシン類・石綿等分析結果報告書
- (5) 関係諸官庁申請書資料

10) その他発注者が指示する資料

## 2. 工事完了に際して提出する図書

- 1) 竣工検査願及び自主検査報告書
- 2) 工事写真及び完成写真（デジタルカメラデータ含む）
- 3) 建設廃棄物処理委託契約書（コピー）及びマニフェスト（A、B2、D、E票のコピー）
- 4) 再資源化等完了報告書
- 5) 出来高調書（工事種別明細書）：循環型社会形成推進交付金の対象事業であることから、交付対象の内外について明確にすること

6) 出来高調書補足資料

(1) 工事中の検査記録

- ① 工事施工状況の検査記録
- ② 仮設工事施工状況の検査記録
- ③ 汚染物除去工事施工状況の検査記録
- ④ 解体工事施工状況の検査記録
- ⑤ 発生廃棄物の処理・処分状況の検査記録
- ⑥ 運搬業者の許可書のチェック記録
- ⑦ 受入処分先の登録チェック記録
- ⑧ 仕上がり検査記録
- ⑨ 整地片付けの確認記録
- ⑩ 汚染物の測定報告書
- ⑪ 排水の測定分析書
- ⑫ 搬出量調書（設計数量との比較含む）
- ⑬ 竣工図（土地の形質変更部分の実測図等）

(2) 安全衛生関係記録

- ① 始業前点検表
- ② 新規入場者教育記録
- ③ ダイオキシン類及び石綿に係る特別教育記録
- ④ 保護具等の点検チェック記録
- ⑤ 粉塵作業等分析記録
- ⑥ 安全衛生点検実施記録
- ⑦ 安全パトロール実施状況の確認記録
- ⑧ 環境の管理に基づく測定分析報告書及び記録

7) その他発注者が指示する図書

※提出図書の取りまとめ様式、部数、提出日については発注者の指示による。

## 第7節 正式引渡し

工事竣工後、撤去跡地を正式引渡しする。

工事竣工とは、「第4節 17 竣工検査」及び「第6節 2 工事完了に際して提出する図書」に記載された書類の全てを提出し、発注者の完成検査を受検し、合格した時点とする。

## 第2章 解体撤去工事特記仕様書

### 第1節 一般共通事項

#### 1. 目的

この仕様書は、廃棄物処理施設として使用していた施設等の解体の工事について必要な事項を示し、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）及び重金属等有害物質を含むばいじん等の飛散並びにばいじん等を含む汚水の流出によって生じる周辺環境への汚染の未然防止を図るとともに、工事によって発生する廃棄物の適正処理を目的とする。

#### 2. 仕様書の位置付け等

廃棄物処理施設として使用していた施設等の解体の工事を行う者は、解体の工事を行うに当たって、当該工事を行う地域の状況等を考慮して、自ら必要と考えられる安全対策を講ずる等自主的な対応に努めること。

#### 3. 定義

- 1) この仕様書において「解体工事」とは、本施設に係る次に掲げる工事をいう。
  - (1) 本施設の全体（杭基礎を除く）を撤去するための解体の工事
  - (2) 本施設の一部の除却及び当該除却部分の解体の工事
- 2) この仕様書において「ばいじん等」とは、本施設において廃棄物を処理した結果生じた燃え殻をいう。
- 3) この仕様書において「管理区域」とは、廃棄物焼却施設解体作業マニュアルにおける解体作業管理区域及び保護具選定に係る管理区域をいう。

#### 4. 適用範囲

この仕様書は、本施設において行われる解体工事について適用する。

### 第2節 解体工事

#### 1. 計画書等の提出

- 1) 受注者は、解体工事に着手する14日前までに、解体工事計画書に掲げる書類等を添えて、解体工事を行う本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
  - (1) 解体工事を行う本施設の周囲の状況、施設の配置（地下部分の設備を含む。また、本施設の基礎部分がコンクリート等で覆われている場合はその範囲を表示し、本施設の全体又は一部が建屋内にある場合は、建屋の位置を合わせて表示する。）、車両等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面

- (2) 解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出（地下への浸透を含む。）防止のための措置（排気及び排水の処理の方法を含む。）の概要を記載した書類
  - (3) 解体工事により発生する廃棄物（本施設から除去した汚染物並びに排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。）の種類ごとの発生見込量、保管方法（保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。）収集運搬方法及び処分方法を記載した書類
  - (4) 土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法、時期及び試料採取の場所を記載した書類
  - (5) 解体工事を行う本施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果
  - (6) 解体工事の工程表
  - (7) 解体工事に係る住民に対する情報提供の方法を示した書類
- 2) 受注者は、解体工事の計画に主要な変更が生じたときは、速やかに解体工事変更届出書に当該変更事項を記載した書類を添え本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
- 3) 受注者は、解体工事が終了したときは、解体工事終了報告書に次に掲げる書類を添えて、本施設の所在地を所管する労働基準監督署に提出すること。
- (1) 周辺環境の状況調査の結果を記載した書類
  - (2) 解体工事により発生した廃棄物の種類毎の数量、処分方法等を記載した書類
  - (3) 対策を講じた場合は、その対策の内容を記載した書類

## 2. 共通仮設

受注者は、解体工事を行うに当たっては、解体工事を行う本施設の全体又は解体工事を行う区画の全体を仮設の壁等（枠組本足場を用いる場合は手すり先行方式とする）により粉じん等の飛散防止対策を実施すること。

また、ダイオキシン類等の除染工事を行うに当たっては、付着物除去対象設備が室内にある場合は、外壁に室内へ貫通する損傷が無いことを確認し、当該建屋の開口部（外気とつながっている換気口を含む）を目貼りにより塞ぐ等の措置を行うこと。

## 3. 各ばく露対策

受注者は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による環境汚染を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

### 1) ばいじん等の飛散防止

- (1) 解体工事の作業を行うに当たっては、当該作業を行う場所の内部の空気を、排気処理設備を設けた排風機により一定方向に誘引するとともに、外部に対し減圧(負圧)して行うこと。

- (2) 解体工事の作業は、湿潤化等によりばいじん等が飛散しないように措置を講じて行うこと。
- (3) 解体工事の作業場所で使用した機材、保護具等を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。

## 2) 排気の処理

- (1) 解体工事の作業を行う場所から出る排気の処理の管理目標は、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準（平成 11 年環境庁告示第 68 号別表）」に掲げる大気の基準値とする。
- (2) 解体工事の作業を行う場所から出る排気処理設備は、ばいじん等の除去の性能に支障が生じないように維持管理を行うこと。

## 3) 汚水の流出防止等

- (1) 汚染物の飛散防止のための湿潤化、汚染物を除去するための高圧洗浄等、水を使用する作業を行う場合は、ダイオキシン類等で汚染された水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するための措置を講ずること。
- (2) 前(1)の作業を行う場所に溜まった汚水は、吸収材を用いての回収、排水処理設備への移替等により速やかに排除すること。
- (3) 本施設の基礎部分及び周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合の汚染物の除去に当たっては、当該施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、作業で発生した汚水の周囲への流出及び地下への浸透を防止するとともに、本施設の内部に溜まった汚水が施設の外に流出しないよう当該汚水を吸収材等で速やかに回収する等の措置を講ずること。

## 4) 汚水の処理

解体工事により発生した汚水の処理は、貯留して産業廃棄物としての搬出、適正処分、又は排水処理設備による処理後再利用すること。

- (1) 解体工事により発生した汚水を貯留して産業廃棄物として搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理をすることができる処理業者に委託すること。
- (2) 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理して再利用する場合は、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）別表第 2 に定める排出基準及びカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀及びアルキル水銀並びにセレンの排水規制基準を満足すること。
- (3) 前(2)の排水処理設備は、排水処理能力が十分発揮できるよう維持管理を適切に行うとともに、排水をサンプリングして分析を行い、排水規制基準を満足していることを確認して再利用すること。

- (4) 解体工事により発生した汚水を排水処理設備により処理した場合で、水質が基準値以下であっても、周辺雨水側溝や河川等への放流を行わず、産業廃棄物として搬出、適正処分すること。
- (5) 工事中の雨水排水は、濁水処理を行うこと。なお、建物解体時のほか、水替え時も同様に行うこと。

#### 5) 除染後の確認

- (1) 付着物除去結果の確認は、レンガ、不定形耐火物、構造物材料の表面の露出を確認することにより行うとともに当該場所の付着物除去前、付着物除去後の写真を記録すること。さらに、統括安全衛生責任者等により付着物除去が十分行われたことを確認するとともに、除染後のサンプリング調査を行い、結果を所管する労働基準監督署に提出の上、発注者の承認を得ること。
- (2) 除染後の廃棄物を敷地外処分する場合、処分先の受入基準を満足する分析を行い、適正に処分すること。
- (3) 多孔質材料（レンガ、ライニング材等）の汚染除去には限界があることから上記の確認結果により汚染除去が困難であると判断された場合は、対象物全体をダイオキシン類で汚染された廃棄物として取り扱うこと。
- (4) 付着物除去後の設備機器解体時に管理区域を見直す場合は、作業場の作業環境測定及び付着物のダイオキシン類濃度の測定値の両方をもって判定すること。

### 4. 解体工事計画・施工方法

#### 1) ダイオキシン類ばく露防止対策

ダイオキシン類ばく露防止のために下記の防止策を行うこと。

- (1) 汚染物の除去における粉じん等の飛散防止の実施
- (2) 区画密閉養生の実施
- (3) 汚染物仮置きヤードの設置
- (4) 作業員休憩室等の設置
- (5) セキュリティールームの設置
- (6) 集じん設備の設置
- (7) 排水処理設備の設置
- (8) 濁水処理設備の設置
- (9) 管理区域の設定

#### 2) ダイオキシン類汚染付着物除去作業

ばいじん等ダイオキシン類で汚染された機械設備等の除染後に実施する解体工事が第1管理区域で施工が可能になるよう、十分に汚染物の除去を行うこと。

- (1) 汚染物除去作業は、主に高圧洗浄工法で行うこと。

(2) 水槽、ピット等の内部において作業を行う場合は、事前に作業場所の酸素濃度等を測定するなど十分な安全対策後、複数の作業員で作業を行うこと。

※汚染物除去作業範囲の処理工程図を別図で提示すること。

### 3) 石綿のばく露防止対策

#### (1) 呼吸用保護具

① 石綿含有材の除去等の作業を行う際に着用する呼吸用保護具は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスクとすること。なお、施工区域外での作業では、これ以外に取替え式防じんマスクとすることができる。〔防じんマスクの規格(昭和 63 年労働省告示第 19 号)による。〕

② 石綿等の除去等の作業では、保護衣又は作業衣を着用する。特に施工区画内での作業では、フード付きの保護衣を着用すること。

#### (2) 石綿除去工事

##### ① 石綿含有建築用仕上塗材の除去

除去面を湿潤化した上で、高圧洗浄又は剥離剤、集じん機能を有する電気グラインダー等により除去に伴う飛散がない方法とする。除去後は飛散防止剤を散布すること。

##### ② 石綿含有成形板等の除去

石綿含有成形板等は、種類・形状も多様で硬い材料がほとんどであり、通常そのままの状態では石綿粉じんが飛散しない。しかし、切断や破砕により石綿等の粉じんが発散することから、原則として切断や破砕等を行わないように、手作業(手バラシ)で解体すること。

### 4) 汚染物除去完了の確認方法

汚染物除去作業の完了時には総括安全衛生責任者等による確認を行うこと。

## 5. 環境測定・分析 (P27「環境調査項目等の一覧表」参照)

受注者は、解体工事を行う本施設の周辺環境の状況を把握するため、次に掲げる調査を実施すること。この場合において、調査の対象物質は、ダイオキシン類、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、1,4 ジオキサン、水銀及びアルキル水銀並びにセレン(大気環境調査にあつては、ダイオキシン類、石綿)とする。なお、分析結果は発注者に報告すること。

#### 1) 解体工事の着手前の調査

##### (1) 周辺環境(土壌:標準土)

周辺土壌への影響を把握するため、敷地境界近辺 4 地点に標準土を設置し、ダイオキシン類等の分析を行うこと。

##### (2) 周辺環境(大気)

大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

(3) 安全対策（付着物、堆積物）

発注者が行ったダイオキシン類の事前調査は、6ヶ月以上経過しているため、ダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、受注者の責任で再度分析測定を行うこと。

(4) 安全対策（作業環境）

工事着手前において、作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。

2) 除染作業中の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に、大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

(3) 安全対策（作業環境）

解体工事の期間中で最も多くばいじん等が飛散すると考えられる時期（汚染物の除去作業中等）に作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。測定は、管理区域ごとに行い、粉じん中の石綿濃度については、連続作業日数が6日を越えるごとに1回追加すること。

3) 除染作業後の調査

(1) 安全対策（付着物、堆積物）

解体工事の着手前に受注者が行った事前調査（ダイオキシン類）の測定結果が3ng-TEQ/gを越えた箇所については、必ず安全確認として測定分析を行うこと。

(2) 安全対策（作業環境）

除染後の作業環境を把握するため、作業場所のダイオキシン類、石綿等の濃度測定を行うこと。測定は、管理区域（作業区画）ごとに行うこと。

4) 設備機器解体作業中の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体作業中の大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

5) 解体作業完了後の調査

(1) 周辺環境（土壌：標準土）

周辺土壌への影響を把握するため、先に設置した標準土のダイオキシン類等の分析を行うこと。

(2) 周辺環境（大気）

解体工事完了後の大気中へのダイオキシン類、石綿等の飛散の影響を把握するため、敷地境界線上4地点での測定を行うこと。大気試料の採取は、粉じん補集用ろ紙とウレタンフォームが直列に装着できるウレタンホルダーをセットしたハイボリュームサンプラーを用い24時間吸引すること。

6) 工事確認

(1) 周辺環境（集じん装置排気出口）

管理区域設定から管理区域解除までの期間、負圧集じん装置の排気出口において、ダイオキシン類、粉じん、石綿等の濃度測定を行うこと。併せて、管理区域内の負圧状況の測定を実施すること。

(2) 周辺環境（騒音、振動）

解体工事期間中において、騒音、振動の連続測定を実施し常時監視すること。また、騒音及び振動が最も発生すると考えられる時期に、敷地境界線上4地点で測定を行うこと。

(3) 解体廃棄物、除染汚泥

処分先の受入基準を満足する分析を行い、適正に処分すること。

7) 周辺環境調査により基準値を超えた場合の措置

直ちに発注者へ報告し、原因究明の調査を行い、必要な措置を講じること。

環境調査項目等の一覧表

測定の目的	対象物	測定項目	測定場所等	地点数	測定時期	測定回数	測定頻度・内容	備考
周辺環境 (敷地内)	大気	ダイオキシン類濃度	敷地境界線上	4地点	工事前	1回	24h/日/回	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事中	2回	24h/日/回	
					工事完了後	1回	24h/日/回	
	標準土	ダイオキシン類濃度・重金属①	敷地境界近辺	4地点	工事前	1回	標準土の取扱は仕様書による	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事中	2回		
					工事完了後	1回		
	大気	石綿の濃度	敷地境界線上	4地点	工事前	1回	1日/回	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
					工事中	2回	1日/回	
					工事完了後	1回	1日/回	
	騒音・振動	騒音・振動	敷地境界線上	4地点	工事前	1回	作業時間中	最大想定月
敷地内			1地点	工事中	常時	工事日		
環境	気象一般 風向・風速	敷地内	1地点	工事中	1回/日	工事日	工事期間中	
					常時			
安全対策	ダイオキシン類付着物機器	ダイオキシン類濃度・重金属②	必要分析箇所	必要箇所	工事前	1回	受注者の必要項目	ダイオキシン類ばく露防止対策による
					除染後	1回以上	受注者の除染確認方法による項目	
	作業環境	ダイオキシン類濃度・粉じん濃度	作業現場	管理区域毎	工事前	1回	受注者の必要項目	ダイオキシン類ばく露防止対策による管理区域毎
					工事中	1回	測定項目×管理区域毎	
					除染後	1回以上	受注者の必要区域毎	
	作業環境	石綿濃度	作業現場	管理区域毎	工事前	1回	管理区域毎	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアルによる管理区域毎
工事中					1回以上	管理区域毎		
除染後					1回	管理区域毎の内・外		
工事確認	排気	ダイオキシン類濃度・石綿濃度	集じん装置排気出口	排気口毎	工事中	2回	測定項目×排気口数	除染(1回)、解体(1回)の最大稼働月
	滞水・除染処理排水	処理・処分に必要な項目	滞水・処理水タンク	タンク毎	工事中	1回以上	受注者の必要項目×タンク毎	
	解体廃棄物	処理・処分に必要な項目	解体廃棄物	必要品目毎	処分前	1回以上	受注者の必要項目×必要回数	必要品目毎
	除染汚泥	処理・処分に必要な項目	汚泥タンク	タンク毎	処分前	1回以上	受注者の必要項目×タンク毎	
	埋戻土	第一種、二種、三種特定有害物質	埋戻し用客土	受注者の必要地点	埋戻し前		900㎡につき1検体	土壌汚染対策法による

「重金属類①」の調査の対象物質は、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン、シアン、フッ素、ホウ素（土壌汚染対策法第二種特定有害物質：溶出・含有）とする。

「重金属類②」の調査の対象物質は、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、セレン、1,4 ジオキサン（溶出）とする。

## 6. 廃棄物等の処理・処分

1) 受注者は、当該解体工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講ずること。

### (1) 廃棄物の適正保管

廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に、ばいじん、燃え殻、がれき類、金属くず、廃プラスチック等の廃棄物の種類及び固体、液体、粉体等の性状ごとに分別し、飛散及び流出しない構造の容器、コンテナ、ピット等に、廃棄物の種類等に従って適切に保管すること。

### (2) 保管場所の雨水対策

廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、テント等により雨水対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずること。

### (3) 地下浸透防止対策

廃棄物の保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

### (4) 廃棄物の適正処理

廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分については、委託する許可業者との書面による契約、マニフェスト交付等の手続きを確実に行之、廃棄物の適正処理を実施すること。

## 2) 本施設から発生した廃棄物

特別管理廃棄物（ばいじん、燃え殻及び汚泥以外の廃棄物については、有害物質を含む廃棄物）として取り扱うこと。ただし、特別管理廃棄物等に該当しないことを確認した場合はこの限りではない。

## 3) 施設内の残置物等

### (1) 焼却設備内に残置されているばいじん等

施設廃止時に発注者が行った清掃作業で除去することができなかったものであることから、解体工事によって発生する廃棄物とし、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物となるものを含む）として取り扱うこと。

### (2) ごみ焼却処理施設内の予備品

耐火れんが等の予備品については本工事内で適切に処分すること。数量等の確認は現地調査を実施し、把握すること。

### (3) 粗大ごみ処理施設ピット内廃棄物

ピット底に残置している廃棄物については、クレーンで完全に撤去できなかった量が残置されている。これらについて本工事内で適切に処分すること。

## 4) フロンガスの処理

空調用室外機の一部については、フロン類が使用されている恐れがあり、機器の処分前に、フロン類破壊業者許可者及びフロン類回収業者により抜き取りを実施して漏洩を防止し適正な処分を行うこと。

#### 5) 変圧器等のPCBの調査・処理

施設内の変圧器及びコンデンサ等の処理は、発注者が行ったPCB含有調査に基づいて、含有が確認されているものについてはPCB廃棄物として本工事で適切に処理を行うこと。

#### 6) 水銀汚染物等

水銀汚染物、水銀使用製品廃棄物については水銀廃棄物ガイドライン第3版（環境省令和3年3月）を遵守した対策を講じること。

#### 7) 石綿

受注者は、石綿類を含有する恐れのある建材等（機器接続繊維品等、および建築内装材料）について、事前調査を実施し、結果を発注者へ説明する。特定建築材料(レベル1、2、3)の除去に当たっては、「大気汚染防止法」、「石綿障害予防規則」、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止マニュアル」、「建築物解体工事共通仕様書」及び関係諸法規・諸規則を遵守して、必要な届出等を行った上除去する。また、撤去工事により発生した石綿廃棄物については、関連法令等を遵守して適切に処理すること。

工事中における石綿の飛散について、大気中及び作業環境中の石綿濃度を測定すること。

#### 8) 除染に用いる水の品質

除染に用いる水は、上水を使用する以外は、以下の項目の分析結果が基準値以下であったものを使用すること。（PH、BOD、COD、SS、大腸菌群数、アルキル水銀、総水銀、カドミウム、鉛、ひ素、六価クロム、有機リン、シアン、PCB、ダイオキシン類）

#### 9) 廃棄物および解体材の保管及び処理

除去したばいじん等汚染物、石綿含有建材は、他の解体廃棄物とは別にして集積すること。

除去したばいじん等汚染物を一次保管する場合は、密封容器等に封入して保管する。汚染物の一時保管、処理等に使用する場所は、鉄板等を敷き、シート等で囲む等の養生を施し、こぼれた汚染物が土壌にしみこんだり、他の場所へ飛散したりしないようにすること。

解体廃棄物については、汚染されていない物と汚染除去された物とは、区別して処理処分を行う。汚染除去が不完全なものについては、さらに汚染除去を行うか又は汚染物と同等の処理処分を行うこと。

#### 10) 濁水処理

雨水、湧水等を敷地外へ放流する際、泥水等の濁水をそのまま放流せず濁水対策を行うこと。

#### 11) 機械設備解体

機械設備は、機械本体設備、配管設備、電気設備、その他機械架構および点検歩廊等をいい、これらの解体撤去工事は、汚染濃度測定に基づき管理区域を設定し、その内部で行うこと。

(1) 工事方法 主に手作業、油圧式圧砕。せん断の併用により行うこと。

(2) 機械油等の回収ポンプ、プロワー等の構造が複雑な機器類は、機械油等の回収が行われていることを十分確認した上で解体すること。

#### 12) 有価物の処分

鉄骨、鉄筋等の鋼材は有価物として処分を行い、その処分費用については、契約変更の対象となる場合がある。（解体に伴う発生する有価物については、工事費から控除すること。）

#### 13) 解体廃材

解体によって生じる廃棄物及び建設副産物は、すべて受注者の責任において廃棄する物毎に処分量、処分先等を明確にした上で、場外にて産業廃棄物又は、建設副産物分として処分すること。

下記に示す廃棄物及び建設副産物が該当する。

建設発生土、有価物(鉄骨鉄筋くず等)、生ごみ、がれき類(コンクリート破片、アスファルト破片等)、ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず(有価物以外)、ゴムくず、建設汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃油類(重油、機械油等)、廃石膏ボード、廃プラスチック類、金属くず(有機性のものが付着混入したもの等)、廃石綿等、廃酸、廃アルカリ、引火性廃油(引火点 70°C以下)、汚染除去不可能物、耐火レンガ。不定形耐火物等、燃え殻(焼却灰)、ばいじん(飛灰)又はばいじんと燃え殻の混合灰、ダイオキシン類濃度が 3ng-TEQ/g を超える汚染物、判定基準を超える重金属類、汚染水又は残留汚水、蛍光灯・水銀灯。乾電池等の重金属類、汚染物(防護服等の廃プラスチック類、繊維等)、混合廃棄物(安定型)、混合廃棄物(管理型)

#### 14) 管理区域の解除

統括安全衛生責任者等により付着物除去対象機械設備が完全に撤去されたことを確認して管理区域を解除すること。

#### 15) 作業中の粉塵防止

管理区域解放後の建屋解体作業は、散水による湿潤化、防塵シート等の囲いにより粉塵防止の措置を講じる。なお散水は、上水を用いること。

### 7. 周辺安全対策

受注者は、工事中に解体工事現場へ出入りする工事車両が周辺を走行する一般車両の妨げにならないように、出入口ゲート付近及び必要に応じて国道 3 号線から施設入口までの間にガードマンを配置し交通整理を行うこと。また、工事を行わない夜間については防犯カメラ等を設置し監視すること。

## 8. 解体後の跡地整備

### 1) 解体後跡地の敷地内整備工事

施設解体後の跡地は、発注者がストックヤードを整備して活用する予定のため、将来地盤沈下等が生じないように埋戻しは場内の流用土及び客土とする。30cm毎に転圧し、必要に応じ補足材(RC40)を用いて不陸整正をして仕上げる。仕上げ面は、現状アスファルト舗装面から50mm下げた高さで仕上げ、将来施工するアスファルト舗装の路盤面として、強度が確保できるよう施工すること。なお、路盤面に雨水が溜まらないよう対策を講じること。解体後の跡地は整地した後、存置する側溝、雨水桝内の清掃を行うこと。

2) ごみ焼却処理施設南側法面（法枠ブロック）の雑木は、将来倒木する危険性の高いものについて伐採すること。具体的な範囲については発注者と協議する。

## 9. 受注者の責務

- 1) 受注者は、前項に定める周辺環境の状況調査を実施した結果、ダイオキシン類等の飛散又は流出が確認された場合は、速やかに発注者に連絡し、原因究明のための調査、飛散等の拡大防止のための措置等必要な対策を講ずること。
- 2) 受注者等は、解体工事の期間中に、当該解体工事による周辺環境への影響が生ずるおそれがあると認められたとき又は支障が生じたときは、速やかに必要な対策を講ずること。
- 3) 受注者等は、前1)及び2)により対策を実施した場合は、その内容を記録し、保管すること。

## 第3節 情報提供内容

### 1. 情報提供

- 1) 受注者は、解体工事を行う本施設の近隣住民に対し、当該解体工事の着手前及び終了後に、次表に掲げる項目について情報の提供に努め、また、解体工事の期間中は、同表の1から6の項目について、常に見やすい場所に表示すること。

解体工事の着手前	解体工事の終了後
1. 発注者 2. 受注者 3. 工事の期間 4. 工事の概要 5. 工事の工程 6. 本施設内部の汚染物の事前サンプリング調査結果	1. 周辺環境の状況調査の結果 2. ダイオキシン類等の飛散又は流出が確認された場合の原因究明のための調査、飛散等拡大防止のための講じた対策

- 2) 工事の進捗状況については、現場での看板による公開、WEB サイト等で公開し、近隣住民への情報公開に努める。具体的な方法については発注者と協議する。

## **2. 地元説明会の実施**

- 1) 工事着手に際し、工事現場周辺集落（3 地区予定）を対象とした説明会に出席し、工事の技術的な説明を行うこと。
- 2) 周辺集落住民等から、説明等を求められた場合、適宜説明会等を実施し対応すること。

## **3. その他**

- 1) この仕様書に定めのない事項については、本施設の所在地を所管する労働基準監督署と受注者等が協議する。
- 2) 工事の実施に当たっては、地域経済への貢献を十分考慮し、地元企業への発注等に努めること。